

# 消防の広域化に関するこれまでの取組

# 消防の広域化、連携・協力について

○「消防の広域化」  
二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること

⇒消防組織法第4章（第31条～第35条）の規定に基づき推進

※消防の広域化は、消防体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない。

消防庁

基本指針の  
策定

都道府県

推進計画を定め、  
広域化の組合せ  
等を提示 ※1

市町村

広域消防運営計画の作成

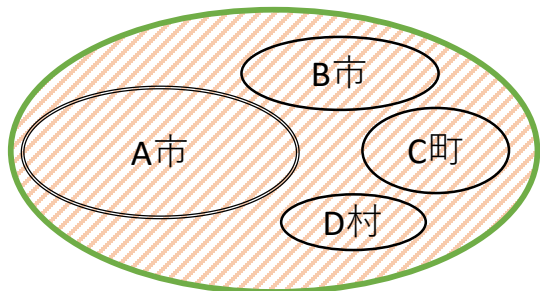
推進計画を定め、  
連携・協力の対  
象となる市町村  
を提示 ※2

市町村

連携・協力の  
実施計画の作成

## 消防の広域化

全ての消防事務を共同で行う等  
（組織を統合）



## ○「消防の連携・協力」

組織の統合に向けた調整が困難である等、実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力すること

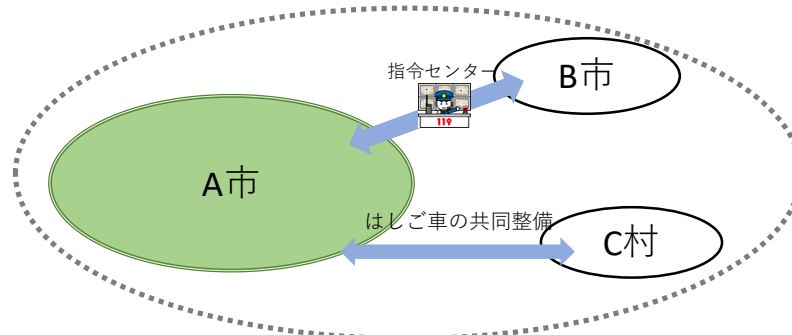
- 《例》
- ・ 消防指令センターの共同運用
  - ・ 機能強化を図るための消防用車両等の共同整備
  - ・ 火災原因調査の共同部隊 等

⇒長官通知（市町村の消防の連携・協力の基本指針）に基づき推進

※消防の連携・協力を進めていくことで、「職員間のつながり、意識の共有」、「広域的に消防事務を行うことの効果の実感」、「共同で消防事務の処理を行うという実績の蓄積」等の広域化を実現していくための下地が作られることとなる。こうしたことを契機として、消防力の確保・充実の方策としてより有効である消防の広域化を目指すことが適当である。

## 消防の連携・協力

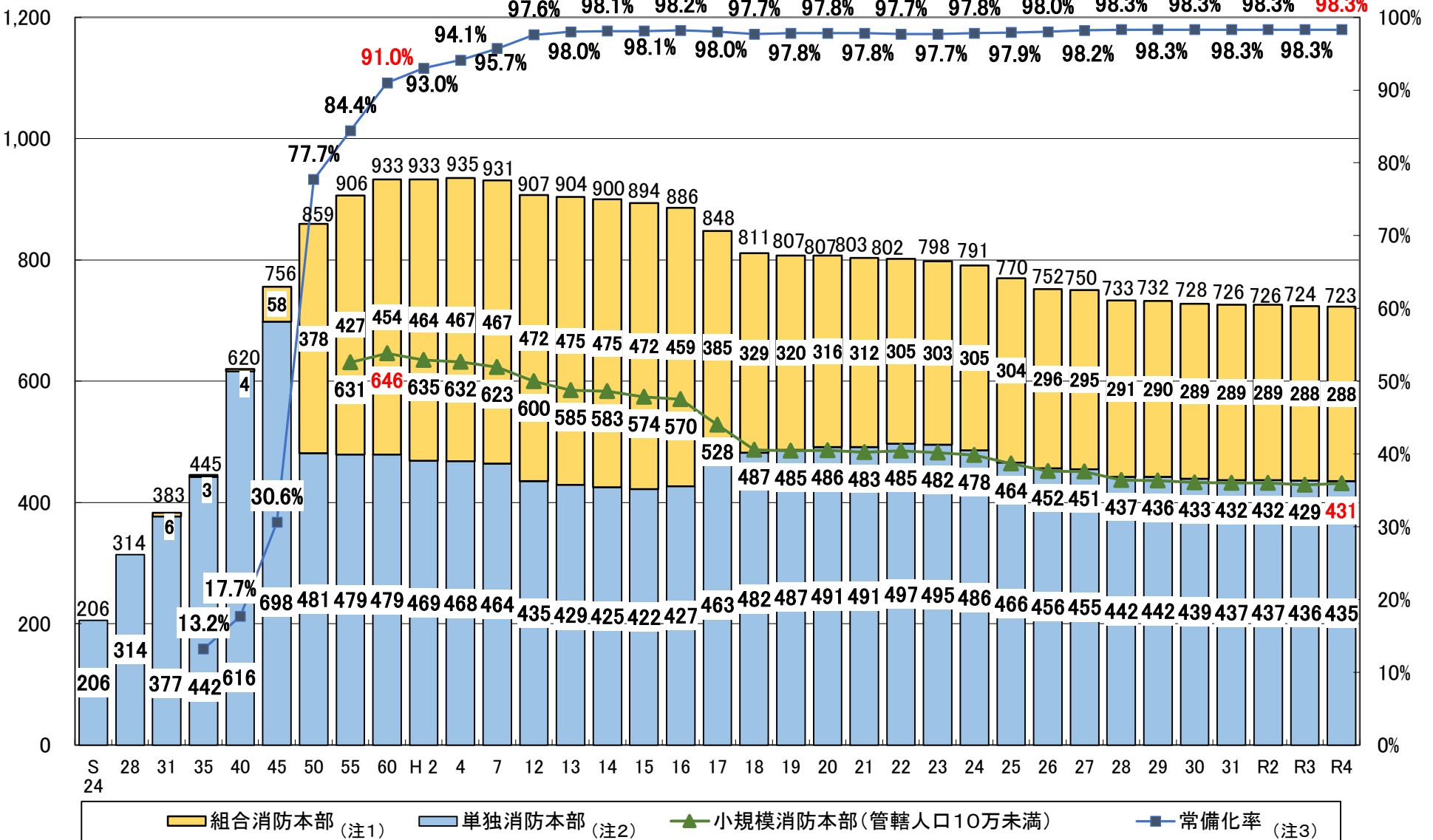
事務の一部の連携  
（組織は統合しない）



# 消防本部数と常備化率の推移

(消防本部数)

(常備化率)



(各年4月1日現在の数値。ただし、昭和55,60年の小規模消防本部数については、各年10月1日の数値。) 注1「組合消防本部」・・・複数の市町村が共同で消防事務を行うために設置する一部事務組合及び広域連合。  
 (昭和24,28年は、組合と単独の合計値。) 注2「単独消防本部」・・・市町村が単独で消防事務を行っているもの。なお、他市町村から消防事務の委託を受けている場合もある。

注3「常備化率」・・・全国の市町村において、消防本部を設置している割合。

## ○平成6年9月【第0期】

「消防広域化基本計画の策定について」（長官通知）

- ・消防広域化基本計画策定指針の策定  
⇒都道府県に対し、消防広域化基本計画の策定を要請

## ○平成13年3月

「消防広域化基本計画の見直しについて」（長官通知）

- ・消防広域化基本計画の見直しに関する指針の策定  
⇒管轄人口については、概ね10万人程度以上とすることがひとつの目安となること

## ○平成18年6月【第Ⅰ期】

「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行

## ○平成18年7月

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示

- ・「市町村の消防の広域化」を法律に初めて位置付け
- ・推進期限：平成25年3月31日
- ・都道府県は推進計画を策定し、その中で、広域化の対象となる市町村の組合せを定める。
- ・消防本部の規模の目標：管轄人口30万人以上としつつ、地域の実情を考慮

## ○平成25年4月【第Ⅱ期】

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正

- ・推進期限：平成30年4月1日
- ・国、都道府県の支援を集中的に実施する「消防広域化重点地域」の枠組みを創設
- ・消防本部の規模の目標：
  - ・管轄人口30万人以上にとらわれず、地域の実情を考慮
  - ・小規模消防本部（管轄人口10万人未満）の広域化を推進

## ○平成29年4月

「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」通知

- ・消防の広域化には時間を要する地域においても消防力を強化していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力を行う「消防の連携・協力」を推進することとした
- ・連携・協力の範囲の目標：原則として都道府県で一つの指令センターとすることが望ましく、地理的な事情等によりそれが困難な場合であっても、できる限り広域的な範囲での共同運用を目指すことが必要

## ○平成30年4月【第Ⅲ期】

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正

- ・推進期限：令和6（2024）年4月1日
- ・都道府県は推進計画を再策定
- ・消防本部の規模の目標：
  - ・全県一区（一の都道府県全体を一つの単位とした区域）での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つとも言える
  - ・管轄人口30万人以上にとらわれず、地域の実情を考慮
  - ・小規模消防本部（管轄人口10万人未満）及び消防吏員数100人以下の消防本部を可能な限り広域化対象市町村に指定する方向で検討
  - ・50人以下の消防本部（特定小規模消防本部）については原則、広域化対象市町村に指定する方向で検討

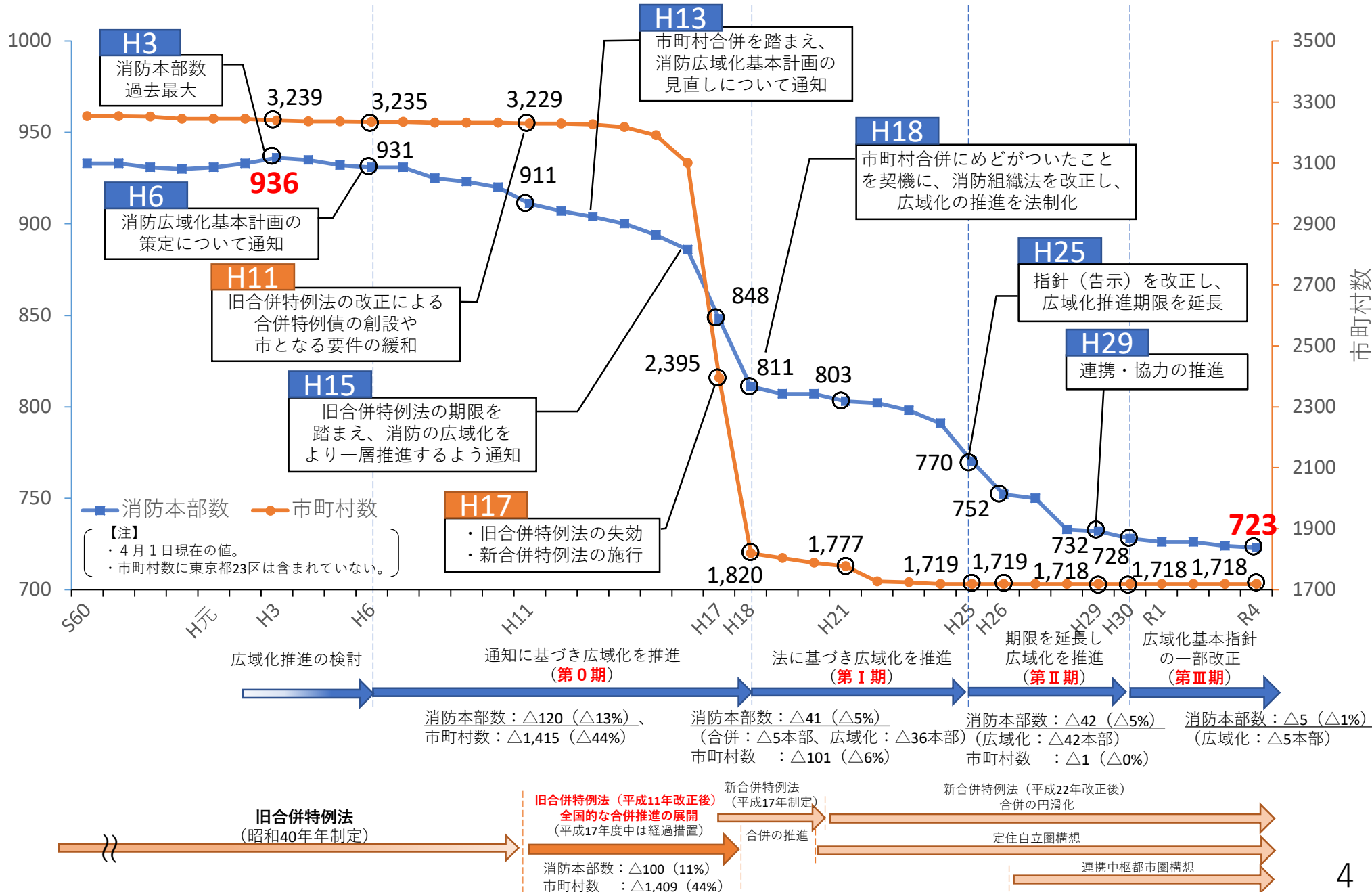
## ○「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部改正

- ・推進期限：令和6（2024）年4月1日
- ・連携・協力のうち、まずは指令センターの共同運用について検討し、その結果を推進計画に反映させることが必要とした



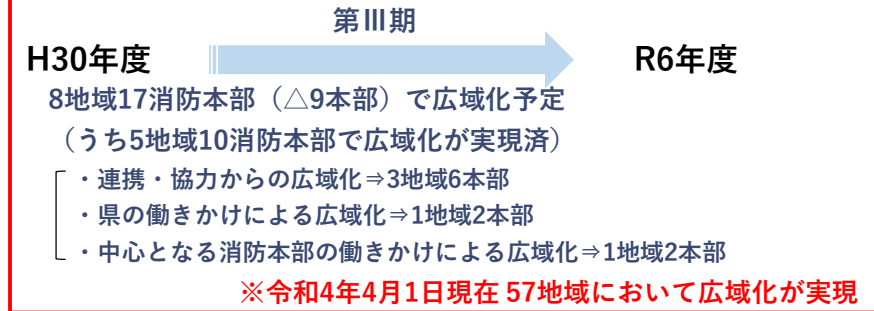
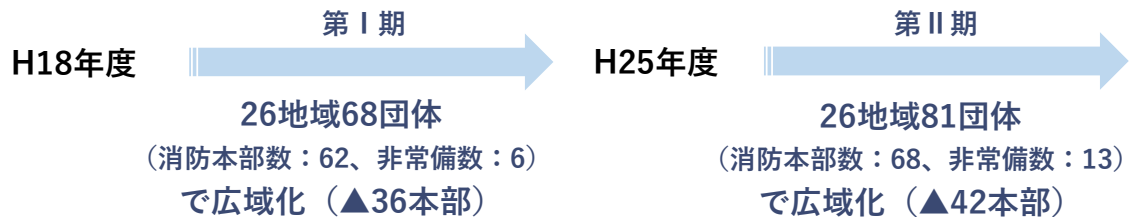
# 消防本部数と市町村数の推移

消防本部数



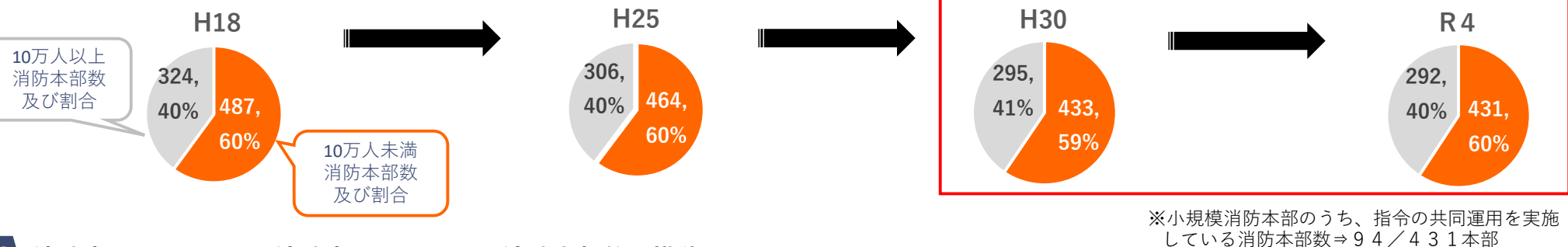
## 1 広域化が実現した消防本部数の推移

消防の広域化は、第Ⅰ期及び第Ⅱ期での進捗に比べ、第Ⅲ期では進捗が鈍化している。



## 2 小規模消防本部の変遷の推移

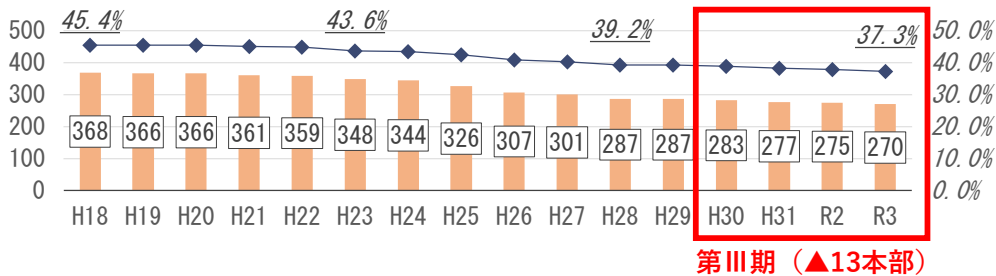
管轄人口10万人未満の小規模消防本部数は減少しているものの、同様に、管轄人口10万人以上の消防本部数も減少しているため、全消防本部数に占める割合は、横ばいとなっている。



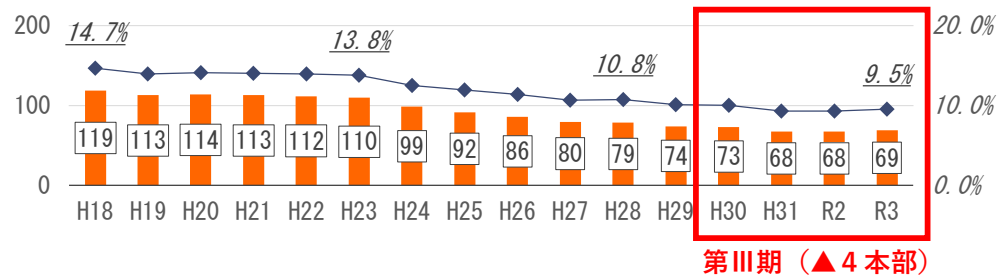
## 3 消防吏員100人以下、消防吏員50人以下の消防本部数の推移

消防吏員数で見ると、100人以下の消防本部（小規模消防本部）、50人以下の消防本部（特定小規模消防本部）については、本部数及び全消防本部に占める割合ともに減少している。

▶消防吏員100人以下の本部推移 (棒グラフ：本部数 折線グラフ：全本部に占める割合)



▶消防吏員50人以下の本部推移 (棒グラフ：本部数 折線グラフ：全本部に占める割合)



※特定小規模消防本部のうち、指令の共同運用を実施している消防本部数⇒16 / 69本部

## 1 指令の共同運用が実現した消防本部数の推移

消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力を行う「消防の連携・協力」のうち、指令の共同運用は、平成29年度以降、広域化に比べ順調に進捗している。一方で直近指令(注1)やゼロ隊運用(注2)などの**高度な運用は未実施の団体が多い**。

H28年度以前  
42地域で共同運用

H29年度  
「連携・協力基本指針」策定

R6年度  
16地域で共同運用予定  
(うち4地域で実現済)

※令和4年4月1日現在 46地域において連携・協力が実現

		直近指令		合計
		実施	未実施	
ゼロ隊運用	実施	4	13	17
	未実施	4	25	29
	合計	8	38	46

(注1)直近指令：管轄区域に関係なく、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行う運用。

(注2)ゼロ隊運用：出動可能な隊が0になった場合、共同運用している他の本部の隊に自動で出動指令を行う運用。

## 2 指令の共同運用以外の連携・協力の実績について

実績を把握している「はしご車の共同整備」及び「火災原因調査の共同部隊等」は、ともに指令の共同運用と比べ、実績は極端に少ない。

### ○はしご自動車の共同整備

平成28年度以前  
4地域(8本部)



平成29年度以降  
5地域(11本部)

※令和4年4月1日現在 9地域19消防本部で実施

### ○火災原因調査の共同部隊等

平成28年度以前  
1地域(3本部)



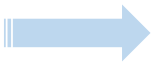
平成29年度以降  
2地域(17本部)

※令和4年4月1日現在 3地域20消防本部で実施

## 3 連携・協力(指令の共同運用)から広域化が実現した事例等について

連携・協力から広域化が実現した事例は数こそ少ないが、第III期に広域化が実現した(平成31年4月1日~令和4年4月1日)7地域の半数以上が連携・協力からのステップアップであった。

平成29年度以前  
3地域(9本部)  
(△6本部)



平成30年度以降  
4地域(9本部)  
(△5本部)

※令和4年4月1日現在 7地域18消防本部で実現